

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年2月4日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	御荘郵便局	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2283	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			宇和海郵便局	愛媛県宇和島市蔦淵1408	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月7日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			石井郵便局	徳島県名西郡石井町石井宇石井495-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			三加茂郵便局	徳島県三好郡東みよし町加茂1737-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月29日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			三野郵便局	徳島県三好市三野町芝生883-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月29日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			海南郵便局	徳島県海部郡海陽町四方原町西132	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年11月5日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			川井郵便局	徳島県美馬市木屋平宇川井224	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年11月10日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。